



救急出動件数 58 件
火災出動件数 2 件
119 (令和 3 年 1 月～4 月末)

くらしの伝言板

人の動き → 4,780 人 (+ 3)

男 2,297 人 (+ 6) / 女 2,483 人 (- 3)

世帯数 2,096 世帯 (+ 11)

4 月末現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

令和 3 年度教科書展示会

小学校、中学校の教科書展示会を開催します。
○と き 6 月 11 日(金)～26 日(土)
①月～金曜日 10 時～18 時
②土曜日 10 時～15 時

税務職員募集

札幌国税局では、税務職員を募集しています。2021 年度の採用試験の概要は、次のとおりです。
○受験資格 高卒見込みの方および高卒後 3 年を経過していない方
○申込受付期間
①インターネット 6 月 21 日(月)～30 日(水) 申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
②インターネット申し込みができない場合 第 1 次試験地を管轄する人事院地方事務局

③日曜日(13 日のみ) 10 時～17 時
○ところ 図書館研修室
※研修室の利用状況によっては、一時的に閲覧できない場合があります。
○問合せ 管理課 (☎ 47-2122)

にお問い合わせください。
人事院北海道事務局 (〒 060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 ☎ 011-241-1248)
○第 1 次試験(基礎能力試験・適性試験・作文試験) 9 月 5 日(日)
○第 1 次試験合格者発表日 10 月 7 日(木)
○第 2 次試験(人物試験・身体検査) 10 月 13 日(水)～22 日(金)のうち指定する日
○最終合格者発表日 11 月 16 日(火)
○問合せ
・札幌国税局人事第 2 課採用担当 (☎ 011-231-5011 内線 2315)
・北見税務署総務課 (☎ 23-7151)

自衛官募集

自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 (☎ 23-6826)

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1 次)
一般幹部候補生(男女)	22 歳～26 歳未満	～6 月 18 日(金)まで	6 月 26 日(土): 帯広
自衛官候補生(男女)	18 歳～33 歳未満	～6 月 30 日(水)まで	7 月 6 日(火)～9 日(金)のうち 1 日: 帯広

災害で被災した皆様に支援をお願いします

◇平成 30 年 7 月豪雨災害義援金 8 万 2,200 円 (令和 3 年 6 月 30 日まで)
◇令和 2 年 7 月豪雨災害義援金 1 万円 (令和 4 年 3 月 31 日まで)
◇令和 3 年 2 月福島県沖地震災害義援金 0 円 (令和 3 年 5 月 31 日まで)
◇令和 3 年島根県松江市大規模災害義援金 0 円 (令和 3 年 5 月 31 日まで)

町民の皆さんの変わらぬ支援をお願いいたします。
※金額は、令和 3 年 4 月末現在の義援金額です。

■問合せ 町社会福祉協議会 (☎ 47-3536 総合福祉センター内)

町民課

☎ 47-2203
税の関係 ☎ 47-2193

役場 1 階
窓口 1 番

町道民税・国保税の
第 1 期納期限は 6 月 30 日

町道民税と国保税の第 1 期分納期限は、6 月 30 日(木)です。なお、納税通知書は 6 月 10 日(木)に発送する予定です。

また、信金・農協・ゆうちょ銀行の口座で納税される方には、口座振替用納税通知書をお送りします。

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限り)も納付することができます。

○と き 6 月 9 日(水)・7 月 14 日(水)
17 時 30 分～20 時
○ところ 町民課窓口

バリアフリー改修住宅の固定資産税を減額

高齢の方や障がいのある方などが居住する住宅(新築された日から 10 年以上を経過した住宅)について、令和 4 年 3 月 31 日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した翌年度 1 年分に限り 1 戸当たり 100 ㎡分までの固定資産税を 3 分の 1 減額しています。

減額を受けるためには、改修後 3 か月以内に工事費明細書や領収書、改修箇所の図面・写真(改修前後)などの書類を添付して町民課資産税係に申請してください。

■居住者の要件
○65 歳以上の方
○要介護認定または要支援認定を受けた方
○障がいのある方

■対象となる改修工事

○次に該当する工事を行い、補助金などを除く自己負担が 50 万円を超えるもので床面積 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること
○廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化

■問合せ 町民課資産税係

「女性のためのなんでも相談所」を開設

毎年 6 月 23 日から 29 日までの一週間は、内閣府が定める「男女共同参画週間」です。

北見人権擁護委員協議会では、悩みを持った女性が気軽に相談できるよう女性の人権擁護委員が相談員となる「女性のためのなんでも相談所」を次のとおり開設します。

○と き 6 月 23 日(水) 13 時～16 時
○ところ 釧路地方法務局北見支局 2 階相談室(北見市高砂町 14 番 14 号)
○相談員 北見人権擁護委員協議会の女性人権擁護委員
○問合せ
・釧路地方法務局北見支局 (☎ 23-6153)
・町民課町民生活係

空き家・空き地の適正な管理にご協力を

空き家や空き地の管理は、土地の所有者の責任です。町内でも管理の行き届いていない空き地などの苦情が多数寄せられています。

何らかの問題が発生したときは、当事者間での解決が基本となりますが、そのようなことに至る前に、適正な管理に努めましょう。

○害虫や草花の種などで近所迷惑にならないように、草刈りを行いましょう
○景観を損ねないように定期的に清掃をしましょう
○問合せ 町民課町民生活係